第１２次旭市交通安全計画

（令和8年度～令和12年度）



旭市交通安全対策会議

は じ め に

車社会化が急速に進んだ昭和 30 年代から 40 年代にかけて、全国の交通事故による死傷者数は著しく増加し、死亡者数が 1 万人を超えるようになり、大きな社会問題となりました。この状況を改善するため、昭和 46 年度以降 11 次にわたる交通安全計画に基づく交通安全対策を、国、地方公共団体、交通安全関係機関、関係民間団体が一体となって実施した結果、令和 7 年中の全国の交通事故死亡者数は 2,547 人となり、ピーク時の昭和 45 年の 1 万 6,765 人に比べて 6 分の 1 以下にまで減少する結果となりました。

また、市内においても、毎年の交通事故死亡者数は、昭和 40 年頃から平成 14 年頃までは、少ない年もあったものの、ほぼ 10 人を超えており、平成 6 年と 8 年には 19 人に達しましたが、近年は 3 人前後に減少しています。

しかしながら、依然として全国では毎年 2,500 人あまりの尊い人命が失われており、そのうちの少なからずの人命は、運転者や歩行者が法令を遵守し、安全運転に心がけ、譲り合いの精神を以て運転や通行を行っていれば失われずに済んだことを考えると、交通事故の防止のためになお一層の努力を傾けなければならないと決意を新たにするところです。

交通事故の防止は、市をはじめとする交通安全関係機関だけでなく、市民一人ひとりが取り組まなければならない緊急かつ重大な課題であり、人命尊重の理念の下に交通事故のない社会を目指して、総合的かつ長期的な視野に立った交通安全対策を効果的に推進していく必要があります。

この「第 12 次旭市交通安全計画」は、このような観点から、千葉県交通安全計画に基づき、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間に旭市において講ずべき交通安全に関する施策を定めたものです。本計画に基づき、市民の皆様をはじめ、県や国の機関、警察、交通安全関係機関、交通安全関係団体と協力し、交通事故のない、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

令和 8 年 10 月

旭市交通安全対策会議　会長
旭市長　　米本弥一郎

目　　次

計画の基本的な考え方・・1

第１章　道路交通の安全　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

旭市の道路交通事故の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

計画における目標　・・5

重点事項・・・6

交通安全施策・・9

（1）市民一人ひとりの交通安全意識の高揚
（2）飲酒運転の根絶
（3）道路交通環境の整備
（4）道路交通秩序の維持
（5）救助・救急活動の充実
（6）被害者支援の充実と推進
（7）交通事故調査・分析の充実

第２章　踏切道における交通の安全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

踏切事故の現状

交通安全計画における目標

交通安全対策の方向

交通安全の施策

（1）踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
（2）その他踏切道の交通安全

参考　旭市交通安全対策会議委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

計画の基本的な考え方

第一　計画の性格

　第 12 次旭市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）を根拠として、国が策定する第 12 次交通安全基本計画及び千葉県が策定する第 12 次千葉県交通安全計画に基づき策定する法定計画です。

第二　計画策定の趣旨

　旭市交通安全計画は、国及び千葉県が定める交通安全計画に基づき、5 年ごとに計画を改定しています。令和 3 年度を初年度とする第 11 次計画が令和 7 年度で計画期間が終了することから、令和 8 年度から始まる第 12 次計画を新たに策定するものです。

第三　計画の基本理念

　人命尊重の理念のもと、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

第四　計画期間

　計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。



旭市イメージアップキャラクター 「あさピー」

第１章　道路交通の安全

旭市の道路交通事故の現状

旭市内の交通事故　全件

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
発生件数	149	132	131	98	93
負傷者数	187	166	163	121	122
死者数	2	3	2	5	2

旭市内の交通事故　高齢者

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
発生件数	64	61	60	40	44
負傷者数	35	36	36	27	17
死者数	1	1	1	3	1

旭市内の交通事故　こども（幼児、小学生、中学生）

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
発生件数	6	7	3	4	3
負傷者数	13	14	10	7	17
死者数	0	0	0	0	0

旭市内の交通事故　歩行者

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
発生件数	12	15	17	10	14
負傷者数	12	16	16	10	13
死者数	1	0	1	0	1

旭市内の交通事故　自転車

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
発生件数	19	12	20	9	10
負傷者数	19	12	19	9	10
死者数	0	0	1	0	0

旭市内の交通事故　飲酒運転

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
発生件数	4	2	3	1	1
負傷者数	4	2	4	1	3
死者数	0	0	0	0	0

出典：千葉県警察本部　交通事故統計資料集

旭市の交通事故発生件数は、平成 12 年の 563 件（合併前の 1 市 3 町の合計）をピークに毎年減少を続けており、平成 23 年に一時上昇しましたが、令和 7 年には 93 件まで減少しました。第 11 次旭市交通安全計画期間の前年度である令和 2 年の発生件数 121 件、負傷者数 144 人と比較して、同計画の期間の最終年度である令和 7 年度には、発生件数は 23%、負傷者数は 15%の減少となっています。

旭市における交通事故の年齢別構成（平成 28 年～令和 7 年）

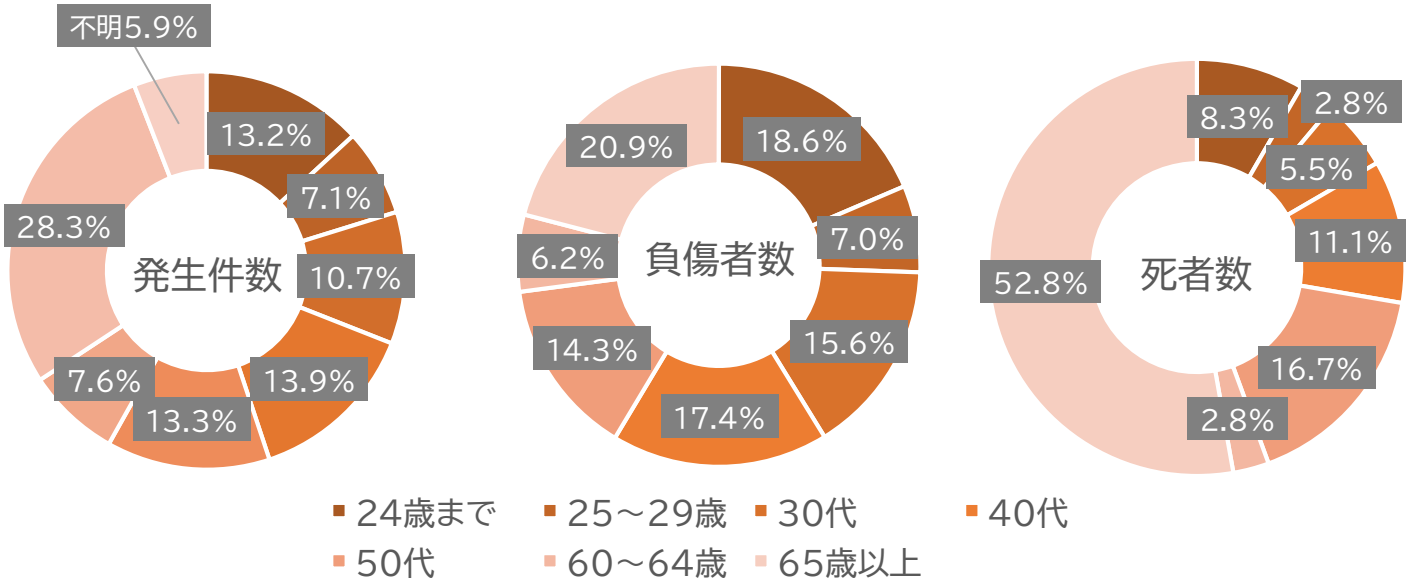

※旭警察署聞き取りに基づくグラフとなるため、基礎となる数値は「千葉県警察本部　交通事故統統計資料集」とは一致しない

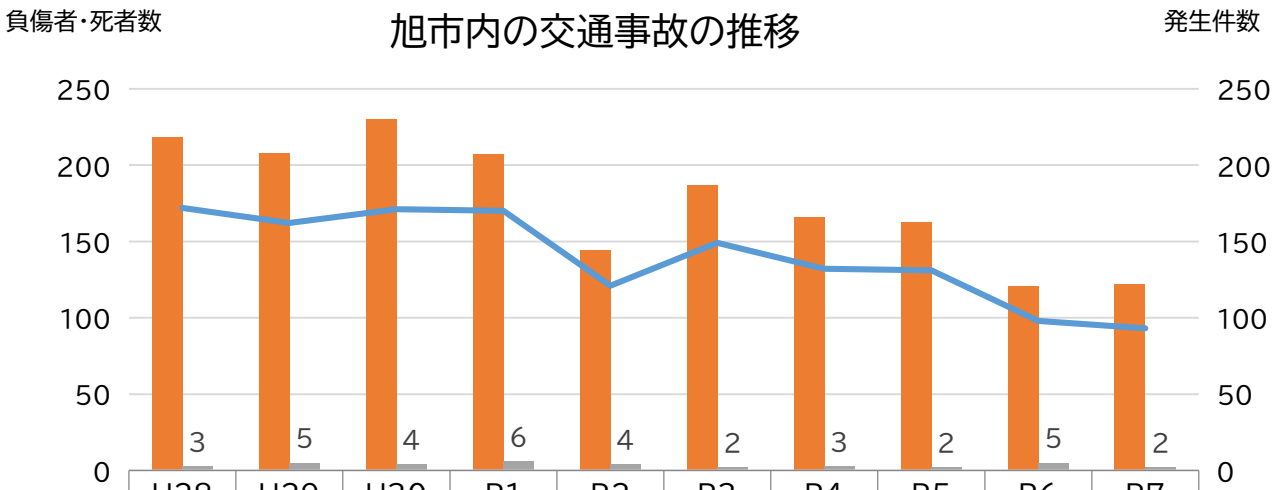

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
負傷者数	218	208	230	207	144	187	166	163	121	122
死者数	3	5	4	6	4	2	3	2	5	2
発生件数	172	162	171	170	121	149	132	131	98	93

出典：千葉県警察本部　交通事故統計資料集

市町村別交通事故発生状況（令和7年12月末）

	人口1000人あたり事故件数（件）	面積1平方キロあたり事故件数（件）	自動車保有台数1万台あたり事故件数（件）	人口（人）	面積（㎢）	自動車保有台数（台）	事故件数（件）	死者（人）	負傷者（人）
合　計	2.01	2.45	34.30	6,275,934	5,156.33	3,678,862	12,617	122	15,148
千葉市	2.15	7.81	40.44	987,583	271.76	524,772	2,122	17	2,487
銚子市	1.94	1.20	19.41	51,983	84.12	52,028	101	2	115
市川市	1.63	14.28	48.59	503,109	57.44	168,776	820	4	921
船橋市	1.51	11.46	38.46	650,966	85.62	255,063	981	9	1,128
館山市	3.26	1.24	36.34	42,059	110.05	37,702	137	2	171
木更津市	2.23	2.20	27.19	136,936	138.89	112,179	305	1	378
松戸市	1.70	13.88	42.27	501,301	61.38	201,561	852	7	998
野田市	2.71	3.96	34.70	151,544	103.55	118,149	410	1	482
茂原市	2.74	2.29	31.01	83,460	99.92	73,848	229	1	289
成田市	2.68	1.68	32.11	134,211	213.84	112,125	360	2	431
佐倉市	2.20	3.47	35.38	163,270	103.69	101,765	360	1	413
東金市	3.22	2.04	32.90	56,453	89.12	55,314	182	0	218
旭市	1.55	0.71	14.50	59,948	130.47	64,149	93	2	122
習志野市	1.10	9.25	30.11	175,922	20.97	64,440	194	2	210
柏市	2.37	9.05	48.05	438,343	114.74	216,041	1,038	5	1,191
勝浦市	2.23	0.35	25.32	14,823	93.96	13,034	33	0	41
市原市	2.19	1.55	26.46	260,705	368.16	216,191	572	8	713
流山市	1.44	8.78	36.25	215,670	35.32	85,528	310	1	357
八千代市	1.82	7.32	37.89	206,230	51.39	99,241	376	1	427
我孫子市	1.36	4.13	28.48	130,868	43.15	62,498	178	5	220
鴨川市	3.23	0.50	36.00	29,456	191.14	26,392	95	2	117
鎌ケ谷市	1.81	9.44	37.08	109,993	21.08	53,668	199	0	222
君津市	1.92	0.47	20.39	77,686	318.78	73,072	149	3	188
富津市	1.51	0.28	14.88	38,531	205.40	38,977	58	5	65
浦安市	1.20	12.00	38.11	172,650	17.25	54,316	207	3	254
四街道市	1.34	3.68	19.87	95,049	34.52	63,929	127	1	151
袖ケ浦市	2.41	1.66	28.21	65,062	94.82	55,657	157	3	189
八街市	2.60	2.27	25.71	65,332	74.94	66,133	170	2	225
印西市	2.67	2.36	41.74	109,503	123.79	69,965	292	3	358
白井市	2.76	4.74	41.60	60,955	35.48	40,389	168	1	195
富里市	2.66	2.45	28.38	49,666	53.88	46,514	132	1	167
南房総市	1.59	0.22	16.21	32,059	229.55	31,453	51	2	64
匝瑳市	2.43	0.77	21.04	32,065	101.48	37,074	78	1	97
香取市	1.65	0.42	14.83	66,503	262.35	74,179	110	2	146
山武市	2.20	0.67	19.02	45,096	146.77	52,049	99	3	135
いすみ市	2.19	0.45	21.57	32,409	157.50	32,917	71	1	91
大網白里市	1.92	1.53	23.37	46,255	58.08	38,083	89	0	109
酒々井町	3.78	4.00	49.98	20,095	19.01	15,206	76	0	99
栄町	1.09	0.65	13.60	19,258	32.51	15,446	21	0	24
神崎町	1.27	0.35	12.42	5,499	19.90	5,637	7	0	8
多古町	1.69	0.29	12.70	12,434	72.80	16,534	21	0	24
東庄町	1.60	0.41	14.53	11,911	46.25	13,079	19	3	18
九十九里町	2.17	1.15	19.43	12,902	24.44	14,409	28	3	29
芝山町	2.15	0.32	13.37	6,499	43.24	10,471	14	0	20
横芝光町	2.20	0.67	20.55	20,497	67.01	21,896	45	2	63
一宮町	2.93	1.52	33.21	11,955	22.97	10,539	35	0	43
睦沢町	1.28	0.22	12.72	6,270	35.59	6,288	8	0	8
長生村	1.56	0.71	14.55	12,842	28.25	13,749	20	0	24
白子町	1.48	0.51	13.10	9,476	27.50	10,691	14	0	17
長柄町	1.49	0.19	11.51	6,054	47.11	7,822	9	0	11
長南町	2.68	0.26	21.08	6,344	65.51	8,063	17	2	20
大多喜町	2.66	0.16	23.81	7,881	129.87	8,821	21	1	26
御宿町	1.75	0.44	20.76	6,294	24.85	5,299	11	0	14
鋸南町	1.65	0.22	17.42	6,069	45.17	5,741	10	0	13
高速道路							336	7	602

旭市順位	42位	32位	47位	（全54市町村中）

※保有台数は、令和７年３月３１日現在。被けん引車、小型二輪自動車、軽自動車を含む

計画における目標

第 11 次旭市交通安全計画で掲げた目標数値は、令和 7 年までに年間の死者数を 2 人以下に、負傷者数を 200 人以下に抑止するとしており、負傷者数は計画の全期間において達成しましたが、死者数は令和 4 年と令和 6 年に達成できませんでした。

第 12 次旭市交通安全計画では、計画期間の最終年度である令和 12 年度における目標を次のとおり定めます。

目標

	本計画最終年度における目標	第 10 次計画期間中 (H28-R2)の平均発生数	第 11 次計画期間中 (R3-R7)の平均発生数
発生件数	90 件以下	159 件	121 件
負傷者数	100 人以下	201 人	152 人
死者数	0 人	4 人	3 人



交 通 安 全 運 動 出 動 式

重 点 事 項

◆重点項目１： 飲酒運転及び悪質・危険運転の防止対策の強化

飲酒した状態での運転、他の自動車や歩行者の通行を妨害する運転(いわゆる「あおり運転」)、運転に専念しない状態での運転(いわゆる「ながら運転」)は悪質・危険な犯罪です。それらによって引き起こされる事故は単なる過失事故ではありません。

(1) 飲酒運転をしない、させない環境づくり

本市での令和３年から令和７年までの５年間における酒酔い運転または酒気帯び運転による交通違反の検挙件数は、県内の他の地域と比較して人口の割に多くなっています。飲酒運転が重大な事故をもたらすことは必至であり、家庭、職場、地域などで飲酒運転を排除する取組を進め、飲酒運転根絶の環境づくりを推進することが必要です。

旭警察署及び近隣警察署管内における飲酒運転検挙件数

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
旭警察署管内	23	64	37	26	21
香取警察署管内	36	40	34	21	23
銚子警察署管内	17	7	14	18	8
匝瑳警察署管内	8	11	10	11	4

※香取署の管轄区域は香取市、神崎町、多古町、東庄町。その他の署の管轄区域は所在の市である。

(2) 悪質・危険運転をしない、させない環境づくり

「あおり運転」や「ながら運転」などは、重大事故に直結する危険性を有しているほか、ひき逃げなど更なる重大事案につながるおそれがあることから、これらの悪質・危険な運転行為を根絶するため、取締りの強化が必要です。

飲酒運転及び悪質・危険運転の防止対策の強化に向けて実施する主な事業

(1) 飲酒運転をしない、させない環境づくり
- 飲酒運転防止のための啓発活動
- 飲酒運転根絶宣言事業所及び飲酒運転根絶宣言店の登録の促進

(2) 悪質・危険運転をしない、させない環境づくり
- 警察に対する交通取締りの強化の要請

◆重点項目２： 高齢者の交通安全対策の強化

本市の令和３年から令和７年までの５年間における高齢者の交通事故件数は、交通事故全体の約 44.6%を占めています。

旭市の高齢者の事故遭遇率

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
旭市内の交通事故件数	149	132	131	98	93
うち高齢者の事故件数	64	61	60	40	44
構成比	43.0%	46.2%	45.8%	40.8%	47.3%

（1）交通事故に遭わないための取組

高齢人口が増加している旭市において、交通事故全体に占める高齢者の割合は４割以上となり、交通事故の防止に取り組む上で特に高齢者が歩行中に被害者となる交通死亡事故の防止は大きな課題です。高齢者が被害者となる交通事故の抑止を図るため、従来から実施している交通安全教育、視認性の高い明るい色の服装の着用や反射材の普及促進などの対策を強化することが必要です。

旭市の高齢者の人口推移（各年４月１日現在）

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
住民基本台帳人口	64,384	63,728	63,067	62,280	61,510
うち65歳以上	20,048	20,161	20,183	20,232	20,248
高齢化率	31.1%	31.6%	32.0%	32.5%	32.9%

（2）交通事故を起こさないための取組

全国での高齢者の交通事故死者数に占める割合は５割を超え、依然として高いほか、高齢者の運転に起因した交通事故の割合も年々増加傾向にあり、特に、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通事故が社会問題化しています。

高齢者が加害者となる交通事故を防止するため、高齢運転者に対応した効果的な取組が必要です。

高齢者の交通安全対策の強化に向けて実施する主な事業

（1） 交通事故に遭わないための取組
- 高齢者が意識すべき注意点の周知など安全教育の推進

（2） 交通事故を起こさないための取組
- 運転免許自主返納制度の周知

◆重点項目３： 自転車の安全利用対策の強化

本市の令和３年から令和７年までの５年間における自転車乗車中の交通事故件数は、交通事故全体の約 12%を占めています。

（1） 幅広い世代を対象とした対策強化の必要性

学齢期になると日常的な行動範囲が広がり自転車の運転を行う機会が増加するため、次代を担う小・中・高校生の安全な育成環境を確保するほか、高齢者を含めた幅広い世代に対する自転車の安全利用対策の強化が必要です。

（2） 自転車を安全に利用できる環境づくりの推進

自転車の安全利用には、自転車利用者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、自身を守るための自転車乗車用ヘルメット着用の推奨、自転車の点検整備、自転車損害賠償保険への加入促進などの対策の強化が必要です。

自転車の安全利用対策の強化に向けて実施する主な事業

（1） 幅広い世代を対象とした対策強化の必要性
- 自転車の安全利用の周知
- 交通安全教室における正しい自転車の乗り方の教育の推進

（2） 自転車を安全に利用できる環境づくりの推進
- 自転車の点検整備の勧奨及び TS マーク※の普及の促進
- 自転車損害賠償保険への加入の促進
- 自転車乗車用ヘルメット着用の促進

※TS マーク制度

自転車安全整備店の自転車安全整備士が整備点検し、道路交通法に規定する普通自転車であることを確認して貼付するマーク。傷害保険及び賠償責任保険が付帯されている。





交 通 安 全 施 策

第 12 次千葉県交通安全計画では、交通安全対策基本法の定めに基づいて実施すべき交通安全施策 9 項目を「9 つの柱」として設定しています。その中から、本市が取り組むべき交通安全施策として以下の 7 項目について各種の事業を進めます。

⑴ 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚
⑵ 飲酒運転の根絶
⑶ 道路交通環境の整備
⑷ 道路交通秩序の維持
⑸ 救助・救急活動の充実
⑹ 被害者支援の充実と推進
⑺ 交通事故調査・分析の充実

交通安全施策（1） 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

① 市民総参加でつくる交通安全

・ 行政区や自治会、事業所が行う防犯活動と連携した交通安全教室の実施や、市が市民団体からの依頼に応じて実施する交通安全に関する講座を通じて、市民の一人ひとりが交通安全活動に参加する意識の向上を図ります。

・ 旭市交通安全協会、旭地区安全運転管理者協議会、旭市飲酒運転根絶協議会、旭地域交通安全活動推進委員協議会などの交通安全関係団体の活動に対する支援を行います。

○ 交通安全協会
地域における交通指導員による交通安全活動を行っています。
○ 安全運転管理者協議会
職域における安全運転管理者の能力向上と運転管理者の適性を図り、交通事故防止等に資することを目的としています。
○ 飲酒運転根絶協議会
千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」に基づき、県や県警、関係団体で構成される組織で、飲酒運転の根絶を図るための施策を総合的に推進しています。
○ 交通安全活動推進委員協議会
地域における道路交通に関するモラルを向上させ、交通安全の確保について住民の理解を深めるための諸活動のリーダーとして重要な使命と役割を担っています。

② 普及啓発活動

・ 春と秋の「全国交通安全運動」、夏と冬の「交通安全運動」、千葉県が定める毎月 10 日の「交通安全の日」、毎月 15 日の「自転車安全の日」に関する啓発と普及に努め、これらを実施する関係機関、団体と協力、連携して活動を推進します。

・ 警察や関係機関、団体と連携し、自動車運転者に対する交通安全思想の普及、シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底、自転車乗車時のヘルメットの着用の徹底など街頭活動や広報活動を積極的に展開します。

・「キラリアップ☆ちば」、「ゼブラ・ストップ活動」、「3(サン)・ライト運動」の推進について広報を行います。



交 通 安 全 啓 発 活 動

キラリアップ☆ちば 「反射材 つけて輝く その笑顔」

反射材でキラリとライトアップすることと、夜空にキラリと光る星のように千葉県の反射材着用率アップをかけて、県民に反射材への関心や親しみを持ってもらうことを目的としたキャッチフレーズです。
【 キ 】「危険を回避」… 反射材を着用することで、車両の運転者に早めに自分の存在を知らせて、夕暮れ時や夜間等における交通事故の危険を回避しましょう。
【 ラ 】「ライトアップ」… 自身の存在を車両の運転者に伝えるため、反射材を身につけたり明るい服装にするなど、自分自身をライトアップして交通事故を防止しましょう。
【 リ 】「リフレクターやLEDライト」… リフレクター(反射材)やLEDライトは、服装、かばん、靴、杖などの運転者から見やすい場所に着用しましょう。
【 アップ☆ちば 】… 千葉県全体でキラリと光る星のように反射材の着用率をアップ

ゼブラ・ストップ活動

運転者に対して横断歩道等における歩行者等の優先義務を周知徹底させることにより、横断歩道上における歩行者等の保護を強化することを目的としており、横断歩道の和製英語であるゼブラゾーンの「ゼブラ」にかけて下記の項目をドライバーに意識させるものです。
【 ゼ 】「前方」 … 前をよく見て安全運転、横断歩道を発見したら、その周りに歩行者等がいないか十分に注意する
【 ブ 】「ブレーキ」 … 横断歩道の手前では、「ブレーキ」操作で安全確認し、渡ろうとする歩行者等がいるかもしれない場合は横断歩道の手前で停まれる速度で進む
【 ラ 】「ライト」 … 3(サン)ライト運動で道路横断中の交通事故防止
【 ストップ 】 … 横断する歩行者等がいたら、必ず一時停止(ストップ)で交通事故をストップ

3(サン)・ライト運動

夕暮れ時から夜間に掛けて多発している歩行者の道路横断中の事故抑止を重点とし、3つのライトを推進し、交通事故を抑止する運動です。
【 ライト(前照灯) 】 … 薄暗くなってきたら早めのライト点灯と、下向き・上向きの小まめな切り替えを心がける
【 ライト・アップ(目立つ) 】 … 歩行者・自転車は、反射材、LEDライト等の活用や明るい色の服装によって自分を目立たせる
【 ライト(右) 】 … 運転者は右からの横断者にも注意

③ 高齢者

・ 高齢者関係団体、高齢者向けサービス事業所などを通じて、または高齢者に対する交通安全教室において、高齢者が意識すべき交通に関する注意点を周知し、外出時には明るい服装と反射材を身に着けるよう呼びかけます。

・ 運転に不安がある高齢者に対して運転免許の自主返納を促し、運転免許自主返納制度や運転免許自主返納者への支援措置について周知に努めます。

④ 幼児

・ 幼児を持つ家庭での交通安全に対する意識を高め、家庭での交通安全の話し合いの機会がもたれるよう幼稚園、認定こども園及び保育所等と協力し、積極的な情報提供や広報活動などの働きかけを行います。

・ 幼児の特性に応じた交通安全教育の推進母体として、幼稚園、認定こども園、保育所を単位に幼児と保護者を構成員として結成されている幼児交通安全クラブ、通称「ベコちゃんクラブ」において交通安全教育を行います。


交通安全教室

ベコちゃんクラブ開催実績

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
市内施設数	21	21	21	21	20
開催回数	61	62	63	62	57
参加幼児数	1,281	1,334	1,287	1,199	1,187

⑤ 小学生

・ 歩行者、自転車利用者として必要な知識と技能を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じた具体的な安全行動が習得できるよう家庭や関係機関、関係団体と協力して交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。



・ 学校を通じて交通安全のテキスト、リーフレットなどを配布し、日常生活において予想される交通事故が自分にも起こりうるものであることを考えさせ、歩行中や自転車乗車中に安全な行動ができる児童の育成を図ります。

交通安全教室開催実績

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
市内小学校数	15	15	15	15	15
開催回数	33	30	30	30	30
参加児童数	1,090	957	960	863	828

⑥ 中学生

・「ちばサイクルール」をはじめとした自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に習得させるとともに、自己及び他者の安全に配慮した行動ができるよう、家庭や関係機関、団体と協力して交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

交通安全教室開催実績

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
市内中学校数	5	5	5	5	5
開催回数	5	5	5	5	5
参加生徒数	503	450	501	459	493

⑦ 高校生及び成人

・ 高校生については、家庭や関係機関、団体を通じて自転車や二輪車の運転者として安全に道路を通行するための知識の普及や交通安全意識の向上のための啓発を行い、また、生徒自らの積極的な交通安全活動への参加を促進します。

・ 成人については、市内事業所の安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する安全運転管理者講習を実施する千葉県安全運転管理協会の活動に協力し、職場を通じて交通安全に関する思想及び知識の普及を促進します。

⑧ 障害のある人

・ 障害のある人については、障害の部位や程度、活動状況に応じ、一人ひとりに適した交通安全指導が重要であるため、特別支援学校、障害福祉サービス事業所及び障がい者支援団体などに対して、各人に応じ適切な交通安全教育が行われるよう要請します。

⑨ 外国人

・ 外国人労働者を受け入れる事業所などの増加に伴い、日本の運転免許を有する外国人運転者の増加が見込まれることから、外国人が当事者となる交通事故を抑止するため、事業所や外国人を支援する団体などと協力して日本の交通ルールやマナーの周知に努めます。

⑩ 自転車

・ 毎年 5 月の「自転車安全利用推進強化月間」や毎月 15 日の「自転車安全の日」を活用し、交通安全関係機関、団体と連携した広報啓発活動を実施し、「ちばサイクルール」の普及促進を図り、自転車安全利用を呼びかけます。

・ 小中学生などを対象にした交通安全教室では、警察や関係機関、団体と連携して、「ちばサイクルール」の普及促進を図るとともに自転車の正しい乗り方について参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

・ 自転車の安全利用と事故防止を図るため、定期的な自転車点検整備を勧奨するとともに、TSマークの普及促進を図ります。

・「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により自転車損害賠償保険などへの加入が義務となっていることや自転車の関係する交通事故の民事裁判において高額の損害賠償が命じられている事例を示すなど、自転車損害賠償保険への加入の必要性について関係機関と連携して広報啓発を行い、保険加入を促進します。

・ 自転車の被視認性を高めるため、薄暮時や夜間に自転車を利用する際には、明るい色の服装の着用、反射材の取付、灯火の点灯を徹底するよう周知を図ります。

・ 幼児から高齢者まで全ての年齢層に対し、自転車乗車用ヘルメットの正しい着用方法と効果について広報し、着用の促進を図ります。

・ 放置自転車により交通が阻害されないよう、自転車利用者に対する正しい駐輪方法などの啓発に努めます。

ちばサイクルール

内閣府で制定した「自転車安全利用五則」に自転車条例の内容を盛り込んだ千葉県独自の自転車安全利用ルールです。

【自転車に乗る前のルール】
①自転車保険に入ろう
②点検整備をしよう
③反射器材をつけよう
④ヘルメットをかぶろう
⑤飲酒運転はやめよう

【自転車に乗る時のルール】
①車道の左側を走ろう
②歩いている人を優先しよう
③ながら運転はやめよう
④交差点では安全確認しよう
⑤夕方からライトをつけよう



交通安全施策（2） 飲酒運転の根絶

① 市民

・ 飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす要因であることや、飲酒が運転に悪影響を及ぼすことについて運転者本人に対する周知徹底を図るとともに、飲酒運転は絶対しない、させない、許さない環境づくりへの取組を家庭、職場、地域において促進し、飲酒運転の根絶を図ります。

② 事業者

・ 事業者などが自らの意思で飲酒運転の根絶を宣言する「飲酒運転根絶宣言事業所」及び「飲酒運転根絶店」への登録を促す飲酒運転根絶協議会の活動を支援するなど、飲酒運転の根絶に向けた地域の活動を支援します。

③ 公職にある者

・ 市の公用自動車を運転する職員の飲酒運転を防止するため、運行の前後でアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を徹底します。また、県が発行する啓発物を市役所庁舎などへ配布または掲示し、市職員の中から飲酒運転をする者を出さないよう意識の向上を図ります。

交通安全施策（3）道路交通環境の整備

① 生活道路及び通学路

・「人優先」の意識を持って交通安全対策を進め、歩道のバリアフリー化、カラー舗装、道路標識、標示などの交通安全施設の充実や維持管理に努め、速度規制や通過交通の抑制など交通規制について警察に要請します。

・ 通園通学中のこどもの安全を確保するため、「旭市通学路交通安全プログラム」に基づいて教育委員会が重点校として年度ごとに指定する小学校の通学路について行う通学路合同点検を、学校、教育委員会、警察、道路管理者などの関係機関と共同して実施し、安全対策が必要と判断された箇所について、交通安全施設の整備を関係機関と協議しながら推進します。



通 学 路 合 同 点 検

通学路合同点検の実績　　※重点校以外の学校についても、要望があり優先度が高いものについては点検の対象としている。

年度	通学路点検の重点校となった学校	重点校以外の点検校※	点検箇所数	対策済箇所数	対策済率
令和３年度	中央小、琴田小、共和小、鶴巻小、中和小	10 校	94	94	100%
令和４年度	富浦小、矢指小、嚶鳴小、三川小、萬歳小	13 校	101	93	92%
令和５年度	干潟小、豊畑小、滝郷小、飯岡小、古城小	11 校	114	97	85%
令和６年度	中央小、琴田小、共和小、鶴巻小、中和小	15 校	90	71	79%
令和７年度	富浦小、矢指小、嚶鳴小、三川小、萬歳小	15 校	91	55	60%

② 交通安全施設

・ 交通標識や標示については退色や摩耗により、その効果が損なわれないよう適正な維持管理を行います。

・ 住民などの各種要望や周辺の状況をもとに道路管理者、警察、関係機関などが共同で道路の構造、交通の状況、交通事故発生状況などを検討し、効果的な交通安全施設の整備を推進します。

・ 交通事故発生の危険性がある交差点やカーブ区間では、ドット線、視線誘導標、道路照明灯の設置や道路線形の明確化などの整備を推進します。また、信号機のない交差点では、ドット線、交差点クロスマークの設置などによる交差点の存在の明示に努めます。



ドット線　　視線誘導標（一例）

・ 交差点や道路の屈曲部などに道路照明灯や視認性に優れた高輝度道路標識や標示を設置するなど、夜間の事故防止に効果的な交通安全施設の整備を推進します。

・ 自転車利用者と歩行者の安全を確保するため、必要に応じて歩道及び自転車通行帯などの整備を推進します。

③ 災害に備えた道路環境

・ 被災地の救援活動や緊急物資輸送、災害からの避難に不可欠な道路ネットワークを確保するため、津波避難道路の整備、橋梁の耐震補強や道路法面の防災対策を推進し、強靭性の高い道路及び交通安全施設などの整備を推進します。

・ 災害発生時には緊急交通路を確保し、車両の流入規制などの交通規制を迅速かつ的確に実施するほか、道路管理者と警察、消防が連携して道路啓開に努めます。

・ 災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集、分析し、市民や道路利用者などへ情報提供を行います。

④ 違法駐車対策の推進

・ 違法駐車を止めて適正な自動車保管場所を確保するよう関係機関と協力して啓発に努め、違法駐車の取締り強化について警察へ要請します。

⑤ 道路交通環境

・ 工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可にあたっては、関係機関との連携のもと、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件などの維持管理について指導します。また、道路工事等に伴う道路使用許可の適正な運用及び道路使用許可条件の履行の確認により、交通の安全と円滑を確保します。

・ 道路交通に支障を与える不法占用物件について、関係機関と協力して指導や取締を行い、その撤去や是正を行うとともに不法占用物件の防止を図るための啓発活動を推進します。

・ 道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故や渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

・ 夜間の運転や過労運転などによる事故防止や高齢運転者の増加に対応して、「道の駅」などの休憩施設の利用促進を図ります。

・ 路上でのこどもの交通事故防止のため、引き続き公園の整備を推進し、こどもの遊び場の確保に努めます。

・ 道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、道路の破損や欠壊、災害などにより交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法に基づき迅速かつ的確に通行の禁止または制限を行います。

交通安全施策（4） 道路交通秩序の維持

・ 飲酒運転を防止するため、旭交通安全協会、旭地区安全運転管理者協議会、旭市飲酒運転根絶協議会、旭地域交通安全活動推進協議会などの交通安全関係団体と連携し、飲酒運転をさせない環境づくりを推進します。

・ 飲酒運転根絶宣言事業所及び飲酒運転根絶宣言店の登録を促進するなど、飲酒運転防止のための啓発活動を行います。

・ 悪質・危険運転を防止するため、交通実態に応じた交通規制及び交通指導取締を警察に要請して、悪質・危険運転ができない交通環境の整備を推進します。

交通安全施策（5） 救助・救急活動の充実

① 救助・救急体制

・ 救助・救急業務の円滑かつ適切な遂行を図るため、救助・救急資機材の整備を図ります。

・ 交通事故による負傷者を救命し、被害を最小限にとどめるためには、現場にある者の応急手当が重要であることから、地域住民、学生、事業所を中心に応急手当の知識と技術の普及を図ります。

・ 毎年９月９日の「救急の日」及び救急の日を含む一週間に設定される「救急医療週間」を中心に広報啓発活動を実施し、応急手当の普及を図ります。

・ 正確かつ迅速な救助、応急処置が講じられるよう、救助隊員及び救急隊員を関係機関などが行う研修会などに積極的に参加させ、隊員の教育訓練の充実を支援します。



救 命 講 習



東 部 分 署

② 救急医療体制

・ 国保旭中央病院を核とした救急医療体制の整備を推進し、24 時間体制の救命救急センターの機能の充実を図ります。

③ 救急関係機関との協力関係の確保

・ 救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、医療機関と消防機関における緊密な連携体制、協力関係の確保を図るとともに、救急医療機関の受入れ、連絡体制の明確化を図ります。

交通安全施策（6） 被害者支援の充実と推進

① 交通事故被害者などに係る対策

・ 交通事故被害者やその家族、関係者の精神的負担や社会的、経済的負担に適切に対応するため、千葉県交通事故相談所と協力し、交通事故相談を開催します。

・ 広報紙や学校などを通じて交通遺児に対する援助などに関する周知を図ります。

② 交通災害共済制度への加入促進

・ 交通事故による被災者に見舞金を支給する会員相互扶助制度である交通災害共済について、広報紙やウェブサイト、リーフレットなどを活用し、制度の周知及び加入促進を図ります。

交通安全施策（7） 交通事故調査・分析の充実

・ 交通事故多発箇所や交通事故の発生が懸念される箇所について、道路管理者や警察などと共同で現地診断を実施して交通事故の発生原因を把握し、担当機関が対策することにより交通事故の防止を図ります。

・ 重大な交通事故が発生した際には、警察や道路管理者などと共に、緊急の現地診断を実施します。



共 同 現 地 診 断

2 章　踏切道における交通の安全

踏切事故の現状

　全国的にみると踏切事故は減少傾向にあり、本市における令和 3 年から令和 7 年までの踏切事故の発生件数は 0 件です。

交通安全計画における目標

　踏切道における交通安全の諸施策を積極的に推進し、踏切道における事故件数ゼロを維持します。

交通安全対策の方向

　踏切事故は、一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであり、踏切保安設備の整備、交通規制などの対策、高齢者などの歩行者対策など、それぞれの踏切の状況などを勘案し、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進します。

交通安全の施策

　踏切事故をなくし、踏切道における交通安全を確保するため次の 2 つの対策を実施します。

（1） 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

① 踏切保安設備の整備

・ 道路交通の状況、事故の発生状況などを勘案して必要に応じ、鉄道事業者と協力して、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を促進します。

② 交通規制の実施

・ 道路の交通量や踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況などを勘案し、必要に応じた交通規制を実施するとともに、併せて、道路標識などの大型化、高輝度化による視認性の向上を図ります。

（2） その他踏切道の交通安全

・ 踏切通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切故障時における非常押しボタンの操作などの緊急措置の周知徹底を図るため、鉄道事業者と協力して踏切事故防止などの広報啓発に努めます。

参 考

旭市交通安全対策会議委員名簿

会長及び委員　　令和８年４月１日現在

No.	役 職	条例第３条に該当する職	氏 名
	会 長	旭市長	米本 弥一郎
1	委 員	海匝地域振興事務所長	櫻井 文明
2	委 員	海匝土木事務所長	西潟 敬幸
3	委 員	旭警察署長	大島 靖徳
4	委 員	旭交通安全協会会長	菅生 知機
5	委 員	旭市教育委員会教育長	向後 依明
6	委 員	旭市消防長	常世田 昌也
7	委 員	旭市総務課長	向後 稔
8	委 員	旭市市民生活課長	齋藤 邦博
9	委 員	旭市社会福祉課長	椎名 実
10	委 員	旭市建設課長	林 一美
11	委 員	旭市教育総務課長	飯島 正寛

特別委員

No.	役 職	条例第４条第２項に該当する職	氏 名
1	特別委員	JR東日本㈱銚子駅長	中川 麻美